

一般社団法人埼玉県食品衛生協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人埼玉県食品衛生協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、飲食等に起因する中毒、感染症及びその他の危害の発生を防止するための事業を行うとともに、食品関係事業者への食品衛生管理の指導等並びに消費者へ食品衛生知識の向上のための普及啓発を行い、もって公衆衛生の向上と県民の健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 食品営業施設の自主管理及び改善指導に関する事業
- (2) 法令等に準拠した資格等の取得に必要な講習会の開催
- (3) 食品等の安全性に関する調査研究及び検査事業
- (4) 食品衛生の向上に関する顕彰
- (5) 食品衛生の向上に必要な人材育成に関する事業及びその支援
- (6) 食品衛生の普及啓発のためのイベント等の開催及びその支援
- (7) 前各号の事業に必要な出版物等の発行及び情報の発信
- (8) 会員の相互扶助・福利厚生に関する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員及び代議員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、以下の会員をもって構成する。

- (1) 正会員
 - (2) 賛助会員
 - (3) 特別会員
- 2 正会員は、この法人の目的に賛同して入会した食品衛生関係営業を営む個人又は法人とする。
- 3 賛助会員は、この法人の目的に賛同し協賛金として年額1万円以上を納めた個人又は法人で代議員総会の決議を経た者とする。
- 4 特別会員は、この法人に功労があった者又は学識経験者で、理事会が推薦し、かつ代議員総会の決議を経た者とする。

(会員資格の取得)

第6条 新たに正会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出したうえ、理事会の決議を得

なければならない。

(会 費)

第7条 正会員は、代議員総会で別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員及び特別会員は、会費を納めることを要しない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 第5条第2項に該当しなくなったとき
- (3) 第7条の支払義務を2年以上履行しないとき
- (4) 総代議員が同意したとき
- (5) 死亡又は解散したとき
- (6) 除名されたとき

2 前項の規定により会員資格を喪失しても、既納の会費は、正当な理由がある場合を除きこれを返還しない。

(退 会)

第9条 会員は、別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。ただし、会費の未納がある場合はこれを完納しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、代議員総会の決議を経てこれを除名することができる。

- (1) この定款、その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉及び信用を傷つける行為があったとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(代議員)

第11条 この法人には、保健所管轄地域ごとに概ね正会員500名の中から1名の割合をもって選出される代議員をおき、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下、「一般法人法」という。)上の社員とする。

2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。

3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

4 第2項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

5 第2項の代議員選挙は、4年に1度実施することとし、代議員の任期は、選任の4年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。

6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

(正会員の権利)

第12条 正会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 一般法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
- (3) 一般法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
- (4) 一般法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)
- (5) 一般法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
- (6) 一般法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
- (7) 一般法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

第4章 代議員総会

(構成)

第13条 代議員総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 代議員総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 代議員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 賛助会員及び特別会員の承認
- (6) 会費の決定
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 理事会において代議員総会に付議した事項
- (10) その他代議員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 定時代議員総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時代議員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 代議員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
ただし、会長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

2 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、代議員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員総会の招集を請求することができる。

3 代議員総会を招集するときは、会議の目的たる事項及び内容、日時並びに場所を記載した書面をもつ

て、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第17条 代議員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第18条 代議員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

2 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、代議員総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、当該記載をした議決権行使書面を事務局に提出して行う。

(定足数)

第19条 代議員総会は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席しなければ開催することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思表示をしたものは出席者とみなす。

(決議)

第20条 代議員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第21条 代議員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議事録作成者は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 24名以上30名以内
- (2) 監事 1名以上 3名以内

2 理事のうち1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、代議員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該

理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。)である理事の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、事務局を統括して業務を処理する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要あるときは意見を述べる。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、又は法令若しくは定款に違反する事実があると認めるときは、代議員総会及び理事会に報告する。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、代議員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、代議員総会において定める総額の範囲内で、代議員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員損害賠償責任の一部免除)

第29条 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任について、法令に定める限度において、理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第30条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経てこれを委嘱し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べるることができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(4) その他、理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制の整備

(6) 第29条の責任の免除

(招 集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会 計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、会員の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監

事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時代議員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、会員の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、会員の閲覧に供するものとする。

(剰余金の分配)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、第20条第2項に規定する代議員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、第20条第2項に規定する代議員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、代議員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 雑則

(細則)

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の事務の運営上必要な細則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替え

て準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は、次のとおりとする。

会長 須賀 文雄

副会長 武井 章、岡本 健二、府川 昭男、橋本 利弘、島田 東治

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。